○北陸地方整備局告示第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十八日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　白山都市計画道路事業三・五・二十八号千代尼線

三　事業施行期間　自平成二十八年三月十八日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　石川県白山市徳丸町、布市一丁目、布市二丁目及び乾町地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
三重県度会郡大紀町船木字出合二九番一地内	前	九・七五～一三・〇七	〇・三一七
	後	一四・三五～四三・三八	〇・三一七

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第三十号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十八年三月十八日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

名称　国営木曽三川公園

位置　愛知県江南市宮田神明町緑

区域　別紙図面のとおり（略）

（中部地方整備局に閲覧所を設け、平成二十八年三月十八日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十八年四月一日

○中部地方整備局告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により本局長において実施中の改築工事は次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十八年三月十八日

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
百三十九号	富士市蓼原字用水堀東七二五番一から同市津田字農化前二四五番一五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	改築	平成二十八年三月二十一日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

○中部地方整備局告示第三十二号

平成二十八年三月二十一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百三十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
富士市蓼原字用水堀東七二五番一から同市青島町三七番まで	前	六・〇〇～五三・七〇	〇・七三四
	後	二〇・〇〇～五八・〇〇	〇・七三四

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

○中部地方整備局告示第三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百三十九号	富士市蓼原字用水堀東七二五番一から同市津田字農化前二四五番一五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十一日十五時

○近畿地方整備局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

近畿地方整備局長　山田　邦博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
湖南市石部北二丁目二一〇四番から草津市大路三丁目字新屋敷九六番二まで	前	ＢＡ　一〇・五〇～二七・八七	五一・五〇　八・〇〇二	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　一〇・五〇～二七・八七	五一・五〇　八・〇〇二	
			三四三・九三　三・三六三	
			三八九・三八　三・三六三	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

近畿地方整備局長　山田　邦博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	湖南市菩提寺字南大平二三二八番一から栗東市小野字向手原六三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十九日十六時